

葉山小学校

防災計画2021

令和3年4月1日

目 次

I	学校安全対策の基本的な考え方	2
II	防災体系	2
III	災害時組織	3
IV	避難について	4
	1 地震・火災における避難方法	
	2 災害発生から避難場所集合までの流れ	
	3 避難場所（校庭・体育館・校外避難場所・その他）	
	4 校内避難経路	
	5 引き取り	
	6 一斉下校	
	7 非常時持ち出し袋	
V	地震への対応について	8
	1 「南海トラフ地震臨時情報」及び「特別警報」への対応	
	2 大規模な地震が発生した場合の対応	
VI	風水害への対応について	14
	1 葉山地区に特別警報・暴風警報・大雨洪水警報が発令されているとき	
	2 葉山地区に特別警報・暴風警報・大雨洪水警報以外の警報や注意報が発令されているとき	
VII	学校の再開に向けて	16
	1 児童、教職員の被害状況把握	
	2 施設、設備等の確保	
	3 教育再開の決定・連絡	
	4 教育環境の整備	
	5 給食業務の再開	
	6 児童の心のケア	
VIII	防災訓練について	17
	1 避難訓練	
	2 初期消火訓練	
	3 その他	
IX	施設、設備等の点検整備	18
X	葉山小学校非常時の安全対策（保護者用）	19

I 学校安全対策の基本的な考え方

児童の安全を守るために、教職員は常に危機管理意識・防災意識を高めるとともに、訓練や、防災設備の扱い方などを理解する。また、大地震などの自然災害時は地域の避難場所に指定されていることへの対応にも配慮する。

方針

- (1) 常に、防災対策・事故防止に努める
- (2) 児童の安全確保を最優先する
- (3) 学校再開などの事後の正常化に向けた対応を組織的に行い、一刻も早い児童の安定を図る

方針（1）常に、防災対策・事故防止に努める：予防

- 1－（1）日頃より、安全教育（交通安全・火災予防・地震対応・暴風大雨洪水対応・不審者対応・保健食育・遊具の使用）を行う
- 1－（2）安全点検・管理（学校施設・通学路）に努める
- 1－（3）訓練を実施し、危機対応能力を育成する
 - ①避難訓練（火災対応・地震対応・不審者対応）
 - ②下校訓練（引渡・一斉）
 - ③避難場所訓練
- 1－（4）学校安全体制（校内組織・校外連携組織・緊急連絡・消防計画）を整える

方針（2）児童の安全確保を最優先する：発生・発災

- 2－（1）児童の安全確保（救急対応・避難誘導・保護）を最優先する
- 2－（2）初期活動（災害対策本部設置・確認作業・通報・緊急連絡）を着実に行う
可能なら初期消火作業も行う
- 2－（3）避難所開設準備、初期運営に協力する

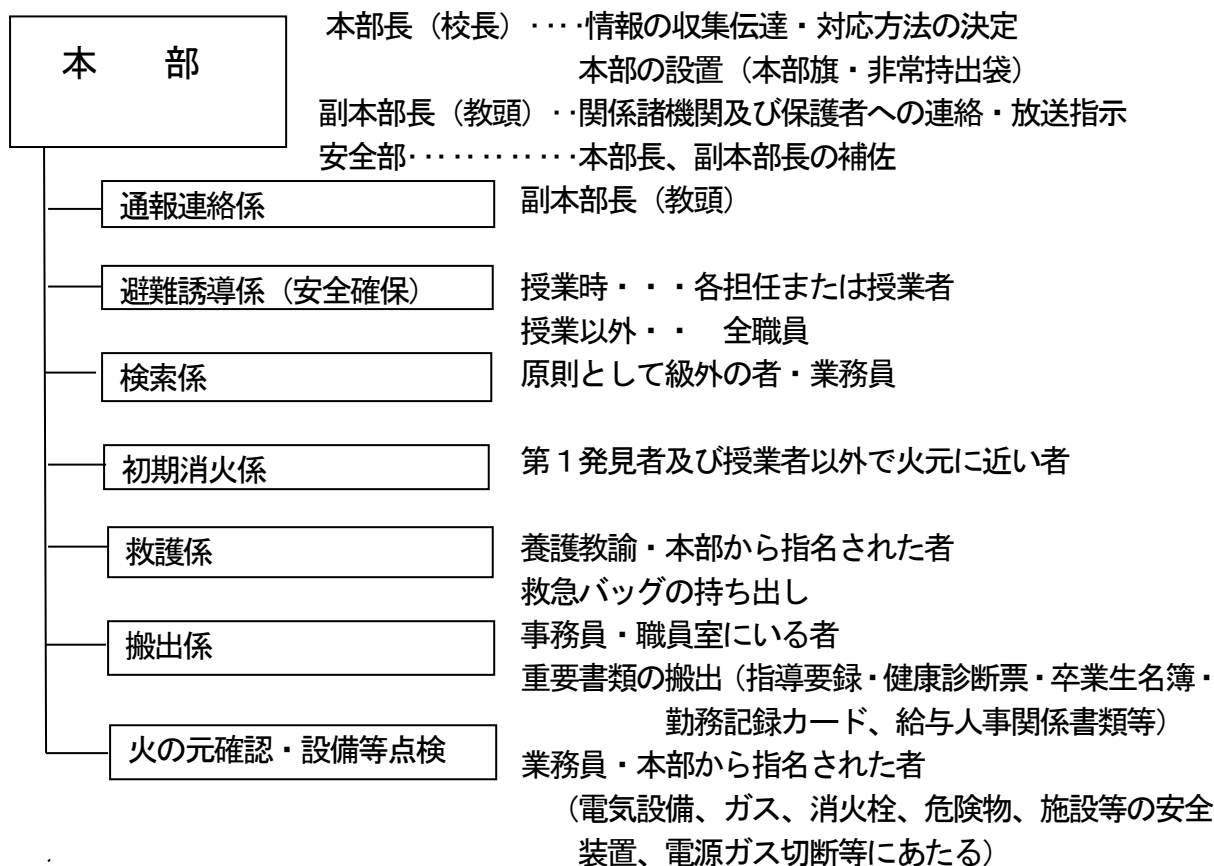
方針（3）学校再開などの事後の正常化に向けた対応を組織的に行い、一刻も早い児童の安定を図る：事後

- 3－（1）児童のメンタルケア（集会・カウンセリング・家庭訪問）を行う
- 3－（2）災害復旧活動（学校施設・教育用備品・教科書等消耗品）に努める
- 3－（3）一部の職員を除き、避難所の運営は地域避難者に委ね、学校としては、一日も早い応急教育の再開を目指す

II 災害ごとの防災体系

事態	対応	事前対策（日常指導以外）	マニュアル	連携機関（教委は除く）
大雨風・台風・大雪	①安全な下校 ②臨時休校	①一斉下校・引き取り下校の訓練	①訓練計画（安全部）	①警察署 ②町校長会
地震（大地震）	①避難 ②安全な下校 ③臨時休校 ④避難所運営	①避難訓練 ②引き取り下校訓練	①訓練計画（安全部） ④葉山町地域防災計画	③町校長会 ④町役場
学校火災	①避難 ②火災 ③復旧 ④再発防止	①避難訓練 ②消火訓練	葉山小消防計画 ①②訓練計画（安全部）	消防署

Ⅲ 災害時組織



【連絡調整者】・・・長谷川

勤務時間外において大規模地震が発生した場合、連絡調整者が、校長・教頭が参集するまでの間、町の防災主管課や教育委員会、避難所運営委員会等との連絡調整など必要な対応を行う。

【連絡系統】

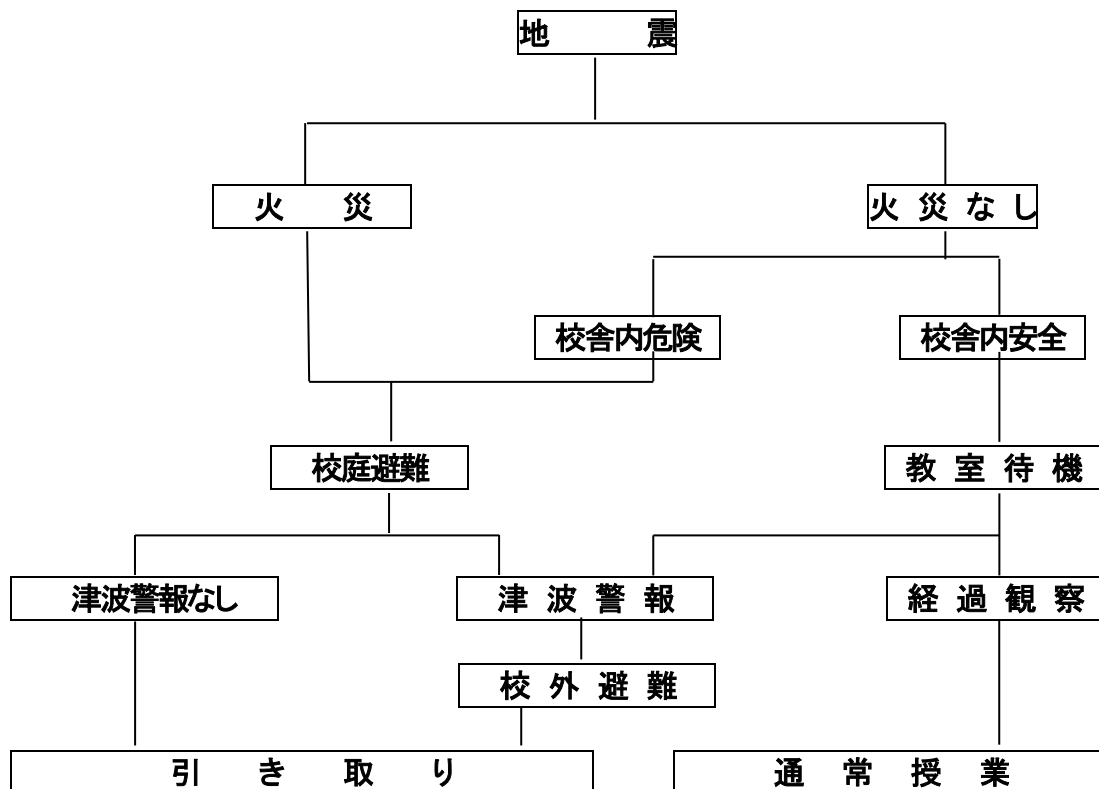
- 葉山町教育委員会 TEL 877-5100 教育総務課
- 葉山町消防本部 TEL 876-0119
- 葉山警察署 TEL 876-0110
- 家庭・児童 児童生活調査 学級連絡網 葉山小あんしんメール
- 職員 職員連絡網

IV 非難について

災害（地震、火災、津波、悪天候等）や不測の事態（事故、事件等）により、避難が必要な場合のため、次の確認・訓練をする。

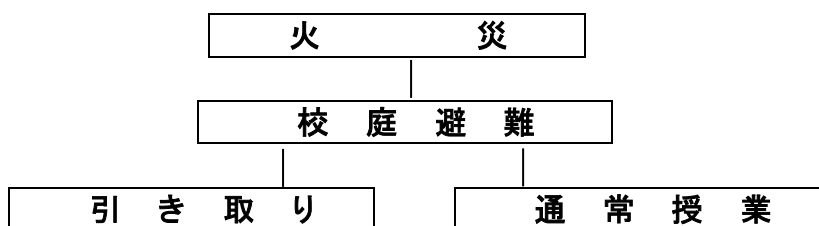
1 地震・火災における避難方法

(1) 地震



- * 休み時間に地震が起きたときは、近くの教室、校庭の真ん中で地震がおさまるのを待つ。その後、放送の指示、教職員の誘導のもと、校庭に避難する。
- * 余震などがあつたときを含め、危険を感じたときは、各自で状況を判断し、安全を考え児童に指示し、誘導する。

(2) 火災



- * 休み時間に火災が起きた時には、放送の指示で教職員の誘導のもと、校庭に避難する。

2 災害発生から避難場所集合までの流れ

緊急放送①(教頭) 1次避難: その場での避難

- ・担任は教室で児童の安全を図る。(授業中)
- ・担任は教室へ、特別教室にいる担当はそこにいる児童の安全を図る。(授業以外)
- ・職員室にいる職員は以下のことをする。(教頭以外)
 - * 防災監視板で火災現場を確認し、電話を持って、確認に行く。
 - * 火災の場合は消防署へ連絡
 - * 地震・津波の場合は情報を得るため役場へ連絡
 - * 必要に応じて警察へ連絡
 - * 教頭は職員室に待機し、児童職員への指示(放送)を優先する。
- ・安全部(管理職を含む)で安全本部を設置、避難場所を決定する。
(この時点では安全部が全員集まらなくてもよいこととする。)
- ・火災のときは非常ベルが鳴る。
- ・火災のときは近くにいる職員が初期消火を行う。



緊急放送②(教頭) 2次避難: 避難場所へ避難(校庭、体育館、屋上)

- ・児童の防災頭巾、ハンカチ等、職員のヘルメット等の確認。
- ・避難経路の安全(特に防火扉)に気をつけて児童を避難誘導する。
- ・避難誘導途中検索も行う。
- ・職員室にいる職員(校長・安全部が中心)は本部の用意(本部旗、非常時持ち出し袋、マイク)の準備をし、本部を設定する。
- ・養護教諭は救急用具の準備と保健室にいる児童の誘導をする。状況によっては応援を頼む。
- ・杉の子児童は近くにいる教職員の協力のもと速やかに避難させる。
- ・ガスの元栓については業務員に願います。(不在のときはだれもが元栓を閉められるようにする。)
- ・火災のときは非常ベルが鳴る。
- ・火災のときは近くにいる職員が初期消火を行う。



避難場所集合

- ・並び方は、プール側から1年生・2年生・・・の順に並ぶ。
- ・担任は児童数を確認し、本部に報告する。
- ・行方不明児童の検索をする。
- ・安全本部で今後の対策を検討する。(校外避難、児童引き取り下校等)

5 引き取り

引き取りは自然災害(大雨・台風・大雪・大規模地震など)その他、必要に応じて安全部及び管理職の判断に基づいて実施する。

(1) 連絡方法

災害用電話171、HP&メール配信、(緊急連絡網)、町の防災放送、その他ラジオ等

(2) 引き取り場所

- 学校(教室・体育館・校庭)
- 校外避難場所

(3) 引き取り方

- 兄弟姉妹がいる場合は、上の学年の児童から順に引き取る。
- 事故発生予防のため、引き取りの際は引き渡しカードに記載されている方へのみ引き渡し、その際、カードに引き渡した人の欄にチェックをする。
※お迎えが来るまでは原則学校で待機。(担任が連絡をとる。)

(4) 職員の分担

- 本部…管理職・安全部
- 引き渡し…各担任
- 保護者整理…級外・職員

(5) その他

- 引き渡しカードは毎年保護者に返し更新する。

6 一斉下校

一斉下校は、自然災害(大雨・台風・大雪など)、その他必要に応じて、安全部及び管理職の判断に基づいて実施する。

その際には、横断歩道の混雑緩和および整理、その他の場所における下校時の安全確保のため、決められた場所に立って指導する。

(1) 一斉下校の流れ(すべて放送で指示)

- 学年ごとに下駄箱の靴、雨具を取りに行き、教室で待機する。
- 兄弟姉妹が複数いる場合は、一番下の兄弟姉妹がいる学年の教室内で待機する。
- 以下の順で、5分程度あけて下校をする。兄弟姉妹がいる場合は、一番下の学年とともに同じ昇降口から下校する。

1・6年→2・3年→4・5年

(2) 職員の指導体制

- ブロックごとに連絡係として、学校に1名残る。

～各学年の方面～

- 1年生・・・正門～向原交差点
- 2年生・・・消防署～歩道橋～ロスピック駐車場
- 3年生・・・ジョナサン前～図書館前～木の下信号
- 4年生・・・青少年会館～葉山大道～森山神社
- 5年生・・・あじさい公園入口～森戸神社バス停付近
- 6年生・・・木の下橋～相福寺～元町バス停付近

(3) 事前指導

- 一斉下校の流れを伝え、理解させる。
- 安全に帰るために、移動や下校の時には、速やかに静かに行動できるように指導する。

(4) その他

- ポイントに立つ際には、緊急用に携帯電話を持参する。
- 通常の下校時刻より早く帰す場合は、帰宅可能か確認し、帰宅出来ない場合は、学校待機とする。

7 非常時持ち出し袋

非常時の避難に備えて、次のものをリュックサックに入れ、職員室前の安全本部旗のそばに置いておく。(児童名簿・出席簿は管理職が持つていく。)

- 引渡しカード
- ハンドマイク(乾電池)
- 救急セット
- 筆記用具
- 在籍・現有確認チェック表

V 地震への対応について

1. 「南海トラフ地震臨時情報」及び「特別警報」への対応

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

【南海トラフ地震臨時情報とは】

南海トラフ地震発生後に、さらなる地震を予測して、「巨大地震警戒」或いは「巨大地震注意」という情報が出されることがある。

① 授業中

教職員

- ・ 災害対策本部を設置する。

- ・児童を教室などに一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・児童に対して、南海トラフ地震臨時情報発表時以降の学校の対応を学年に応じた説明をする。
- ・学校HP&メール配信で学校の対応を保護者に伝わるよう努める。
- ・原則として、授業を打ち切り、引き取り下校を実施する。
- ・交通機関を利用する児童については、状況に応じて保護者へ引き渡しをするなど、児童の安全に十分配慮した措置を講じる。
- ・下校が困難な児童は安全のため、学校待機とさせる。
- ・避難所開設にともなう校内準備を開始する。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児 童

- ・学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・教職員の指示のもと引き取り下校をする。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

② 登下校時

教職員

- ・災害対策本部設置を設置する。
- ・すでに登校している校内の児童を校庭・体育館等に一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・児童に対して、南海トラフ地震臨時情報発表時以降の学校の対応について学年に応じた説明をする。
- ・学校HP&メール配信で学校の対応を保護者に伝わるよう努める。
- ・引き取りが困難な児童は、安全のため学校待機とさせる。
- ・避難所開設にともなう準備を開始する。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児 童

- ・登下校途中で南海トラフ地震臨時情報の発表を知ったら帰宅するなど、学校や家庭の取り決め等に従って行動する。また、交通機関利用時については、関係機関の指示に従う。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。
- ・校内にいた場合には教職員の指示に従う。
- ・登校前は、休校となるので登校せず家族とともに行動する。

③ 校外活動中

教職員

- ・児童の所在を速やかに把握する。
- ・避難対象区域内で活動している場合は、児童を地域の安全な場所に避難誘導する。

<学校から離れている場合> 学校長と連絡をとって状況を報告するとともに、校長等の指示に従って行動する。

<学校に近い場合> 危険箇所を避けて、学校に戻る。

児 童

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

④ 勤務時間外（夜間等）

教職員

- ・地震注意情報の発表を知ったら、学校長・教頭及び連絡調整者が学校に参集する。
- ・参集した教職員は、災害対策本部の設置の準備を開始する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児 童

- ・地震情報の発表を知ったら、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・注意情報が解除となるまで休校となる。

(2) 「特別警報」が発表された場合

【特別警報とは】

特別警報（とくべつけいほう）は、日本において、気象災害、水害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象庁が警告のために発表する情報。警報の一種ではあるが、警報の発表基準をはるかに超える規模で起きるような甚大な被害が発生するおそれがあり、最大級の警戒をする必要がある場合に適用される。

① 授業中

教職員

- ・災害対策本部を設置する。
- ・児童を教室などに一旦集合させ、所在等を速やかに把握する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・児童に対して、特別警報発表時以降の学校の対応、社会の状況の変化等を学年に応じた説明をする。
- ・学校HP & メール配信で学校の対応を保護者に伝えるよう努める。
- ・児童を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは児童は学校に待機させる。
- ・避難所運営の準備を開始する。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児 童

- ・保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校では、教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・「特別警報」が解除となるまで休校となる。

② 登下校時

教職員

- ・災害対策本部設置を設置する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・学校HP & メール配信で学校の対応を保護者に伝わるよう努める。
- ・登校している児童を保護者へ引き渡す。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・避難所運営の準備を開始する。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児童

- ・登下校途中で「特別警報」の発表を知ったら帰宅するなど、学校や家庭の取り決め等に従って行動する。また、交通機関利用時については、関係機関の指示に従う。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。
- ・校内にいた場合には教職員の指示に従う。
- ・登校前は、休校となるので登校せず家族とともに行動する。
- ・「特別警報」が解除となるまで休校となる。

③ 校外活動中

教職員

- ・児童の所在を速やかに把握する。
- ・避難対象区域内で活動している場合は、児童を地域の安全な場所に避難誘導する。
- ＜学校から離れている場合＞ 学校長と連絡をとって状況を報告するとともに、校長等の指示に従って行動する。
- ＜学校に近い場合＞ 危険箇所を避けて、学校に戻る。

児童

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

④ 勤務時間外（夜間等）

教職員

- ・可能な職員はできる限り早く学校に参集する。特に学校長・教頭及び連絡調整者は早い参集を目指す。
- ・参集した教職員は、災害対策本部の設置の準備を開始する。
- ・保護者、教育委員会、町、町内会自主防災組織等との情報の伝達・収集に努める。
- ・その他、必要な対策の準備を段階的に実施する。

児童

- ・「特別警報」が解除となるまで休校となる。

2. 大規模な地震が発生した場合の対応

(1) 震度5弱の地震の発生及び津波警報の発令

① 授業中

ア 安全確保

教職員

- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・使用している火気の消火、出口の確保等に努める。
<大きな揺れが収まったら> ・コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。
・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童

- ・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- ・慌てて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- ・廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラス等の落下から身を守る。
- ・体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。)
- ・校庭にいるときは、落下物を避けるため速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。
<大きな揺れが収まったら> 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

イ 避難誘導

教職員

- ・児童の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- ・火災場所に注意して避難する。
- ・隣接クラスが連携して避難する。
- ・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- ・児童の不安の緩和に努める。
- ・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- ・児童への的確な指示に努める。
- ・負傷者の有無を確認する。
- ・津波警報に応じて屋上または芝公園に避難させる。

児童

- ・防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのみ行動する。
- ・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。「お・か・し・も」(おさない・かけない・しゃべらない・もどらない)を守った避難を行う。

ウ 災害対策本部設置

教職員

- ・校長、教頭、安全部で、災害対策本部を設置する。

エ 情報の収集・伝達

教職員

- ・教育委員会、町、町内会自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。
- ・被害状況を把握し、その結果を教育委員会や町等に報告する。

オ 状況に応じた児童の下校

教職員

- ・授業を打ち切り、児童を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは児童は学校が保護しておく。

児童

- ・保護者の引き取りにより帰宅する。引き取りがあるまでは学校に待機する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

カ 火元の確認・設備等の点検

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
- ・校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ・校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。

キ 応急救護・救出救助

教職員

- ・養護教諭を中心に応急救護に当たるとともに、町や医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・行方不明者の安否確認を行う。

ク 避難所運営・町内会地域自主防災活動への協力

教職員

- ・教職員は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。
- ・町、町内会自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

② 登下校時

ア 安全確保

教職員

- ・校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
<大きな揺れが収まったら> ・コンロ・ストーブ・ガス等の火を消す。
・電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児 童

- ・落下物から身を守る。
- ・最寄りの避難地、あらかじめ定めてある避難場所等の安全な場所へ、直ちに避難する。揺れがおさまったら、学校か自宅か近い方に避難する。但し、津波の恐れがあるため状況を見て判断する。
- ・バス等に乗車中は、運転手等の指示に従う。
- ・危険と思われる場所等には近づかない。
 - 古びた建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
 - 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは速やかに遠ざかる。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

イ 避難誘導

教職員

- ・児童の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- ・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- ・児童の不安の緩和に努める。
- ・避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
- ・校内にいる人員を把握する。
- ・負傷者の有無を確認する。
- ・津波警報に応じて屋上または芝公園に避難させる。

児 童

- ・校内にいる場合は、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- ・避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ・ガラスの破片等でけがをしないよう注意する。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

ウ 災害対策本部設置

教職員

- ・校長、教頭、安全部で、災害対策本部を設置する。

エ 情報の収集・伝達

教職員

- ・町、自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。
- ・被害状況を把握し、その結果を教育委員会や町等に報告する。
- ・学校周辺のパトロールを行う。

オ 状況に応じた児童の下校

教職員

- ・すでに登校している児童を保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができるまでは児童は学校に待機させる。

児童

- ・引き取りがあるまで引き取り場所で待機し、保護者の引き取りにより帰宅する。
- ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・学校からの指示があるまで休校とする。

カ 火元の確認・設備等の点検

教職員

- ・出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
- ・校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ・校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。

キ 応急救護・救出救助

教職員

- ・養護教諭を中心に応急救護に当たるとともに、町や医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。
- ・行方不明者の安否確認を行う。

ク 避難所運営・町内会地域自主防災活動への協力

教職員

- ・教職員は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。
- ・町、町内会自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

③ 校外活動中

ア 安全確保・避難誘導

教職員

- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・最寄りの避難地等の安全な場所に避難誘導し、児童の状況を確認する。
- ・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員等の指示に従って行動する。
- ・地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
- ・学校と連絡を取り、児童及び周辺地域の被害状況を報告するとともに、指示に従って行動する。

児童

- ・落下物から身を守るなど、安全確保を図る。
- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・流言等の不正確な情報に惑わされず、落ちついて行動する。

④ 勤務時間外（夜間等）

教職員

- ・ 校長・教頭・連絡調整者は学校に参集する。
- ・ 校内に災害対策本部を設置する。
- ・ 児童及び教職員の安否確認に努める。
- ・ 学校の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
- ・ 校内の安全点検を行い、異常が認められるときは必要に応じて専門家の判定を受け、その指示に従う。
- ・ 地震規模、地域の被害状況等、必要な情報の収集に努める。
- ・ 教育委員会、町等に対して、被害状況等を報告する。
- ・ 町、町内会自主防災組織等と連携を図りながら、避難所運営支援に当たる。
- ・ その他、必要な災害応急対策を実施する。

児童

- ・ 学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。
- ・ 学校からの指示があるまで休校とする。

(2) 震度5強以上の地震の発生及び大津波警報の発令

○「(1) 震度5弱の地震の発生及び津波警報の発令」と同じ対応を行う。

但し次の点については、対応が異なる

- ・ 大津波警報が発令された場合の避難場所を、「葉山中学校 校庭」とする。
- ・ 勤務時間外の発生については、全職員ができるかぎり早く学校に参集するものとする。
- ・ 教職員は、登録可能になったら、なるべく早い段階で、171災害伝言ダイヤル
或いは、災害用伝言板を活用して、ご自身やご家族の安否情報を管理職がいち早くつかめるよう、登録する。

VI 風水害への対応について

1 葉山地区に特別警報・暴風警報・大雨洪水警報が発令されているとき

(特別警報・暴風警報・暴風警報+大雨警報・暴風警報+大雪警報・暴風警報+その他の警報)

① 勤務時間外（児童在宅時—登校前・登校後）

教職員

- ・ 午前6時30分現在で、警報が発令されている時は、学校を休校とする。また、給食中止の手配をとる。
- ・ 校舎内外に異常箇所がないか点検する。異常が認められる場合には、応急対応を行うと共に教育委員会に報告をする。
- ・ 必要に応じて、重要書類・教材備品類、理科実験用危険薬品等の安全保管と非常持ち出しについて準備を行う。
- ・ 町から避難所開設の依頼があつたら、学校長及び教頭は直ちに勤務校に参集し、避難所開設等に必要な業務を行う。

- ・前日までに休校と判断したときは、便りや緊急連絡網・メール配信で保護者に伝える。

児 童

- ・休校となる。
- ・学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

② 授業中

教職員

- ・災害対策本部を設置する。
- ・校舎内外に異常箇所がないか点検する。異常が認められる場合には、児童の安全を確保すると共に、応急対応を行い、教育委員会に報告をする。
- ・必要に応じて、重要書類・教材備品類、理科実験用危険薬品等の安全保管と非常持ち出しについて準備を行う。
- ・安全が確認されるまで児童は学校に待機させる。
- ・警報解除後もしくは適切な時機に学区の状況及び通学路の安全を確認し、引き渡し、一斉下校あるいは、通常の下校のいずれかの判断し、児童を下校させる。
- ・一斉下校や通常下校が困難な児童に対しては、安全確保のため学校待機とし、保護者に引き渡す。
- ・引き渡しまたは、一斉下校の場合には緊急連絡網とメール配信で保護者に連絡する。
- ・町から避難所開設の依頼があったら、避難所開設等に必要な業務を行う。

児 童

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等に気をつける。

2 葉山地区に特別警報・暴風警報・大雨洪水警報以外の警報や注意報が発令されているとき

① 勤務時間外（児童在宅時―登校前・登校後）

教職員

- ・気象情報に注意するとともに、緊急連絡が取れるようにする。
- ・通常どおりの授業を行う。
- ・前日までに休校と判断したときは、便りや緊急連絡網・メール配信で保護者に伝える。

児 童

- ・通常どおり登校する。ただし、地域の状況や通学路の安全を考え、家庭の判断で遅刻・欠席をする場合には学校に連絡をする。欠席・遅刻扱いにはならない。

② 授業中

教職員

- ・気象情報や地域の情報に注意を払う。
- ・授業を継続するか、下校を早めるか判断し、下校を早める場合（引き渡し・一斉下校）には緊急連絡網とメール配信により保護者に伝える。
- ・一斉下校や通常下校が困難な児童に対しては、安全確保のため学校待機とし、保護者

に引き渡す。

- ・町から避難所開設の依頼があったら、避難所開設等に必要な業務を行う。

児 童

- ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等に気をつける。

Ⅶ 学校の再開に向けて

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

1 児童、教職員の被害状況把握

- 児童、教職員の被害状況、避難先を把握する。
- 教育委員会に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

2 施設、設備等の確保

- 専門家に安全点検を依頼し、校内の使用可能（不可能）施設を把握する。
- ライフラインの復旧状況を把握し、関係機関に協力を依頼する。
- 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を要請する。

3 教育再開の決定・連絡

- 児童及び通学路、施設等の状況を総合的に判定して教育再開の時期を決定し、教育委員会及び児童（保護者）へ連絡する。

4 教育環境の整備

- 避難所生活が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

5 給食業務の再開

- 施設、設備の安全性を確保する。
- 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、町等の関係機関と協議する。
- 学校給食施設を利用した避難住民への食事提供について、避難所運営組織等と協議する。

6 児童の心のケア

児童が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念される。そのため、児童の実態を踏まえ、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議、連携して、児童の心の健康保持あるいは回復を図るよう努める。

【PTSDとは】

心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など、大災害後等、通常経験することのない耐え難い出来事に直面した後に見られる精神症状をいう。

【PTSDの特徴（参考）】

- ・災害の光景が忘れられない。
- ・何事に対しても無関心でいようとする。
- ・過度の生理的な緊張の持続が見られる。

【PTSDへの対処法（参考）】

- ・学校を「児童が友達や教職員と触れ合える場」として機能させることが、心の傷を癒す意味で重要である。
- ・PTSDについての教職員の研修を促進するとともに、児童に対してPTSDについての正しい知識を持たせる。
- ・家庭訪問等により児童と接する機会を増やす。
- ・養護教諭を中心に健康相談を実施する。
- ・児童に話を聴く際は、共感的態度で辛抱強く聴くようにする。
- ・いたずらに児童に絵や作文をかかせることは慎む。
- ・専門的な精神的ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

VIII 防災訓練について

1 避難訓練

	1学期 避難訓練	1学期 引き取り訓練	2学期 不審者侵入対応訓練	2学期 避難訓練	3学期 避難訓練
日時	5/11（火） 予備日 5/14（金） 授業時間中	6月予定 5校時	9月予定 授業時間中	10月予定 予備日 10月 <u>休み時間中</u>	1月予定 予備日 1月 授業時間中
想定	地震後出火 (予告あり)	(晴天時) 大地震 (雨天時) 台風・不 審者等危険が予想 される時	不審者侵入 (予告)	地震後出火 (予告なし)	地震後出火 (予告なし)
児童の めあて	○通常の避難経路 を覚える。(理科 室出火) ○避難の仕方を覚 える。 ○「お・か・し・ も」の徹底 ○津波警報発令時 の避難の仕方を 覚える。	○児童引き取りが 必要な場合に備 える。 ○廊下、階段の歩 き方、下校の仕 方など緊急時の 行動を守る。	○避難・待機の 仕方を覚える。	○休み時間中の 避難の仕方を覚 える。 ・自分で判断し 行動。 ・近くの先生の 指示を聞く。 ○避難の仕方を 確かめる。 ○「おかしも」 の徹底。	○給食室出火の 場合の避難経路 を覚える。 ○避難の仕方を 覚える。 ○「おかしもの 徹底」 ○防火シャッタ ーの安全な通 り方を覚える。
教員 のね らい	○出火から避難ま での基本的な流 れ、行動を確認 する。 ○児童を安全に避 難させる。	○緊急時の引き取 り方法を確認す る。 ○児童を安全に引 き渡す。	○児童の安全確 保と避難誘導 導、不審者と 対峙する際の 流れを確認す る。	○休み時間の避 難のさせ方を 確認する。 ○児童を安全に 避難させる。	○出火から避難 までの基本的な 流れ、行動を確認 する。 ○児童を安全に 避難させる。

(○津波警報発令時の避難の仕方を確認する。)		○児童の安全を確保する。		○防火シャッターの通り方を確認する。
------------------------	--	--------------	--	--------------------

2 初期消火訓練

- 職員を対象に消火栓や消火器の使い方及び消火の際の心得等を学ぶ
- 年1回実施

3 171災害用伝言ダイヤル登録訓練

- 職員を保護者・地域住民対象に171伝言ダイヤルを聴く訓練および、安否情報を登録する訓練（職員のみ）を今後計画・実施していく
- 年2回実施予定

4 その他

- 各学級において、様々な事態を想定し、避難方法や回避・予防等の啓発を図る
- 『お・か・し・も』の徹底を指導する
(㊦さない・㊦けない・㊦やべらない・㊦どらない)

IX 施設、設備等の点検整備

施設、整備等は学期に1回安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強、補修を実施するとともに、児童の避難経路の確保に万全を期す。

2021年度 物品・施設等管理分担表				
(1) 資料・物品				
校舎内外鍵	教頭・長谷川	音楽科教材備品	教:	小宅
職員図書・研究資料・新聞	教頭	図工科教材備品	教:	市姫
各種印刷物	教頭	家庭科教材備品	教:	岩澤
事務用消耗品	鈴木	体育科教材備品(校舎内)	教:	渡辺
印刷機	教頭	体育科教材備品(校舎外)	教:	杉田
印刷機整理棚	教頭	視聴覚備品	教:	山口
国語科教材備品	教: 川津	保健備品	須田	
算数科教材備品	教: 長瀬	給食用備品	宮澤	
社会科教材備品	教: 高橋	清掃用具	教: 松木	
理科教材備品	教: 野村	園芸用具	教: 松木	
生活科教材備品	教: 吉本	工具	長谷川	

(2) 施設

<1F>

道路側昇降口	そ: 川名	図工・生活科準備室	教: 上林
給食室・配膳室	宮澤	ポンプ室	長谷川
給食室用プロパン庫	宮澤	図工室(焼き釜)	そ: 正木
階段下倉庫	F2: 三枝	第2音楽室	そ: 安田
職員更衣室(男子)	F: 菅野	事務用品倉庫	鈴木
職員更衣室(女子)	F: 永井	作業室	長谷川
業務員室	長谷川	職員室(体育用戸棚)	教: 菅野
校舎用プロパン庫・石油庫	長谷川	校長室	校長
職員玄関	そ: 杉田	放送室	委: 関口
事務室	鈴木 木	保健室	須田
印刷室	F: 佐藤	1年教室	各担任
休憩室	F2: 三枝	山側昇降口	そ: 関口
会議室	そ: 杉田	山側手洗い・足洗い場	そ: 三枝
PTA委員会室	F1: 吉本	第1杉の子	郡司
職員トイレ(男子)	F6: 正木	第2杉の子	朝倉
職員トイレ(女子)	F3: 安田	道路側手洗い・足洗い場	F2: 郡司
児童用トイレ男・手洗い場	F6: 吉田	1階学習室	F1: 吉本
児童用トイレ女・手洗い場	F: 佐藤		

<2F>

2階道路側非常口	安: 高橋	家庭科準備室	岩澤
図書室	委: 市姫	被服室	岩澤
図書準備室	教: 市姫	調理室	岩澤
理科室	高橋(的場)	2・3年教室	各担任
理科準備室	高橋(的場)	プレイルーム	F3: 上林
児童用トイレ男・手洗い場	菅野	2階山側非常口	安: 高橋
児童用トイレ女・手洗い場	そ: 上林	第1音楽室	小宅
第2理科室	そ: 安田	音楽準備室	小宅
児童会室	委: 吉田		

<3F>

屋上	教頭	山側階段	そ: 川名
道路側非常階段(1・2・3階)	安: 永井	視聴覚室	そ: 渡辺
3階道路側非常口	安: 山川	山側女子更衣室	F4: 立花
道路側階段	そ: 田代	相談室	F3: 上野
男子更衣室	そ: 吉田	算数教室	F2: 長瀬
女子更衣室	そ: 山川	4・5・6年教室	各担任
資料室	F4: 川津	3階山側非常口	安: 立花
児童用トイレ男・手洗い場	そ: 山口	山側非常階段(1・2・3階)	安: 市姫
児童用トイレ女・手洗い場	そ: 立花	PC教室	そ: 山口
外国語教室	松木	第3杉の子	朝倉

<校舎外>

ボイラー機械室	長谷川	石灰小屋	委: 正木
ごみ収集場所	長谷川	運動会用具倉庫	委: 上林
元シャワー室	長谷川	新体育倉庫	委: 渡辺
飼育小屋・百葉箱	教: 野村	プール	教: 杉田
体育館	教: 渡辺	校庭・固定施設	教: 菅野
体育館裏倉庫	教頭・佐藤(勝) 長谷川	校庭外構・校舎外壁	長谷川
ソーラーボイス	教頭	放送設備	教: 関口

【基本的な分担の仕方】

①管理職・専科・事務・業務・養護・栄養は固定。

安: 2階非常口は2・3年安全部、3階非常口は4・6年安全部、非常階段は1・5年安全部から。

②教: 教科・教科外に関わる場所→各部担当から

③委: 児童の委員会に関わるもの→委員会担当

④そ: そうじに関わる場所→掃除する学年から

⑤F○: 残った場所を、各学年で分担する。○内は学年。

X 非常時の安全対策（保護者用）

保存版

葉山小学校 校長 安達 禎崇

児童の安全について 令和3(2021)年度

令和3年4月5日

風水害(暴風・大雪・大雨・洪水等)		
<p>・暴風警報が発令された場合 葉山町に、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報が発令された場合 ・大雨警報と洪水警報が両方が発令された場合</p>		
	学校での対応	家庭への協力をお願い
登校前	<p>・午前6時30分の時点で上記警報発令中 ↓ 臨時休校(町内小中学校全校) ◎原則、学校からの連絡はありません。 ・注意報が発令された場合 ↓ 通常授業 ◎原則、学校からの連絡はありません。</p>	<p>・左記のことが予想されるような状況の時は、連絡が無くても登校させず自宅待機としてください。 ・この場合には、欠席扱いをしません。 ・地域や通学路の状況を各家庭で判断し、無理な登校は控えてください。(この場合、欠席扱いにはなりません。)</p>
登校後	<p>・教育委員会との協議に基づき、警報解除後もしくは適切な時機に下校を実施します。</p>	
	<p>・通常通りに下校させることに危険が予想される時は、下校時刻よりも前に一斉下校をします。 ◎メール配信でお知らせします。 ◎教師が学区の要所に立って指導します。</p>	<p>・ご家庭でも日頃から一斉下校になった時の対応を決めておいてください。</p>
	<p>・下校させることが危険と判断した時は、児童を学校に待機させ、メール配信でお知らせした後、児童引き渡しをします。 ◎メール配信でお知らせします。</p>	<p>・連絡を受け取り次第、なるべく早く迎えに来てください。</p>

大地震				
	大規模地震(震度5弱以上)が発生した時 地震後、津波警報が発令された時		南海トラフ地震臨時情報	
	学校での対応	家庭への協力をお願い	学校での対応	家庭への協力をお願い
登校前	<p>・当日は臨時休校とします。</p>	<p>・学校からの連絡があるまで翌日以降の登校は見合わせてください。 ・登下校中は、安全確保し、安全な場所へ避難してください。 ・津波の危険がある場合は、その情報もよく判断してください。</p>	<p>・南海トラフ地震の発生後に、さらなる地震の発生を予測して、 巨大地震警戒 或いは、 巨大地震注意 という臨時情報が出された場合、 臨時休校とする可能性があります。</p>	<p>・ニュース、防災無線等で確認してください。</p>

登校後	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に待機させ<u>児童引き渡し</u>を行います。 ◎原則、メール配信でお知らせしますが、使用できない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が無くともなるべく早く迎えに来てください。お迎えに来られるまで学校側で預かります。 ・ニュースや防災無線等で情報を確認してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に待機させ、<u>児童引き渡し</u>を行います。 ◎原則、メール配信でお知らせしますが、使用できない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が無くともなるべく早く迎えに来てください。お迎えに来られるまで学校側で預かります。 ・ニュースや防災無線等で情報を確認してください。
-----	--	--	---	--

火災や交通災害、その他の突発的な犯罪等		
	学校での対応	家庭への協力をお願い
登校後	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎から運動場へ素早く避難します。 ・災害の程度によってはメール配信後、<u>児童引き渡し</u>を行います。 ◎原則、メール配信でお知らせします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受け取り次第、なるべく早く迎えに来てください。 ご家庭でも折に触れて話し合ってください。

特別警報発令時		
	学校での対応	家庭への協力をお願い
登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>臨時休校</u>になります。 ・登校してしまった児童に対して、そのまま預かり、引き渡しを行います。 ◎原則、メール配信でお知らせします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のことが予想されるような状況の時は、連絡が無くとも登校させず<u>自宅待機</u>としてください。 ・登校途中に「特別警報発令」を知った場合は自宅へ戻る。(学校に近い場合は、学校に来て学校待機。)
登校後	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に待機させ<u>児童引き渡し</u>を行います。 ◎原則、メール配信でお知らせしますが、使用できない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受け取り次第、なるべく早く迎えに来てください。

葉山小学校では、様々な災害に備えて、上記の様に対応することにしてはいますが、状況に合わせて変更する場合もございます。ご家庭の皆様にご協力していただかなければなりませんので目に付きやすい場所に貼ってください。

その他

1. 急激な気象状況の変化

昨今、大気の状態の不安定などにより、局地的な大雨や雷・竜巻など一時的に様々な気象の変化が起きています。

その場合に関しては、学校より特に連絡がない場合は以下の通りとして対応をお願いいたします。

(1) 基本的に学校は通常通りです。

しかし、登校に際しては保護者の判断で、登校を見合わせる、または安全な状況になってから登校させる等していただいて構いません。

その場合は、遅刻や欠席の扱いには致しませんので学校への連絡をお願いいたします。

(2) 児童の安全を第一に考えた対応をお願いいたします。

2. 授業時間外の「Jアラート」対応(H29(2017)追記)

(1) 学校外で「Jアラート」が発令された場合

児童が自宅にいる時に神奈川県に「Jアラート」が発令された場合

- ・行政やテレビ等からの報道指示に従って、避難行動等行ってください。
- ・「Jアラート」では、「上空通過」、「落下」等の続報とともに、「直ちに避難する」、「屋内避難の継続」、「解除」等の連絡があります。

(2) 登校前の場合

- ・神奈川県を含む地域に「Jアラート」が発令された場合は、
学校からの連絡(メール配信等)や指示があるまで「自宅待機」してください。

(3) 登下校中に神奈川県を含む地域に「Jアラート」が発令された場合

- ・最寄りに丈夫な建物があればそこへ避難する。あるいは学校と自宅のより近い方に行く。
- ・登校した児童については学校で待機させます。
その後、引き渡し等の何らかの対応をお願いする場合には学校より連絡します。
(通信が不通で学校からの指示が届かない、安全が確認されない場合は引き渡し対応になります。
安全を確認の上学校まで引き取りに来てください。)

3. お願い

- 緊急連絡はメール配信のみとします。
- 地域や自宅付近で災害が発生した場合や緊急の場合は、ご家庭での判断を優先していただき、対応してください。実際に大災害が起こった場合、メールや電話も十分に機能しない状況が想定されます。最終的には個々の判断となります。
- ご家庭の判断で、「遅刻」又は「欠席」される場合は、学校へ電話連絡をしてください。
- 保護者の方が不在の時、児童がどうしたらよいか、各家庭で話し合っておいてください。
- 登下校時に、大規模地震が発生した場合、児童がどのような対応をしたらよいのかも、各家庭で話し合っておいてください。
- 引き渡しの時は、学校内や学校付近への車の乗り入れは絶対にやめてください。
- メール配信ができない場合の連絡方法として、「災害伝言ダイヤル171」を使用します。